

# 新しい「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を紹介します

障がいのある方や  
高齢の方の福祉の充実を図り、  
みんなが地域で支え合い、安心して  
生活を送ることが出来る社会の実現に向け、  
市は、今年3月、平成30年度から32年度までの  
新しい計画を策定しました。

**千歳市障がい者計画**  
**第5期千歳市障がい福祉計画**  
**第1期千歳市障がい児福祉計画**

障がいのある人もない人も、お互いに  
人格と個性を尊重し、共に支えあい住  
み慣れた地域で暮らせる社会の実現

**【基本理念】**

計画では、3つの基本的な  
方針のもとに、関連する分野  
別の基本目標を設定し、主要  
施策を推進します(表1)。

**I 地域での「理解」**  
地域でのノーマライゼー  
ション(※)を進めるため、  
障がいや障がいのある方に  
対する理解促進や差別解消  
などに関する取り組みの充  
実を図ります。

**II 地域での「共生」**  
障がいのある方もない方  
も、さまざまな活動を当た  
り前に行うことができる共

※ノーマライゼーション…障がいの有無を問わず、すべての人が  
同じように生活できる社会を実現すること。

生社会の実現を目指し、療  
育や就労、地域の交流活動  
などを推進します。

**III 地域での「安心」**  
障がいのある方を地域で  
支える体制づくりのため、  
障害福祉サービスや保健・  
医療、生活環境などの整備  
を推進します。

**◎障がい者計画**  
障がい者施策のあり方を  
総合的、体系的に定めた基本  
的な計画です。障がいのあ  
る方の生活に関わる福祉や  
保健・医療、公共施設、保育・  
医療・療育など幅広い分野  
の取り組みを定めています。

**◎障がい福祉計画**  
各障害福祉サービスを計  
画的に提供するため、数値目  
標を設定しています。また、  
計画期間の各年度における  
サービス量を見込み、提供体  
制の確保や推進のための取り  
組みを定めています。

**◎障がい児福祉計画**  
「児童福祉法」の改正に対  
応し、新たに策定したもので、  
障がい児支援の体制整備の促  
進のため、障がい児通所支援  
や障がい児相談支援の提供体  
制の確保に関する目標を定め  
ています。

【表1】計画の体系(基本的な方針・基本目標・主要施策)

I 地域での「理解」	II 地域での「共生」	III 地域での「安心」
<b>1 啓発・理解促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい特性に対する理解促進</li> <li>広報・啓発活動の充実</li> <li>福祉教育の推進</li> <li>交流教育の推進</li> </ul>	<b>1 療育・保育・教育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児教育・保育事業の充実</li> <li>幼稚園における特別支援教育の促進</li> <li>こども発達相談室の充実 ●早期療養体制の充実</li> <li>特別支援学校などへの就学支援</li> <li>学童クラブの充実・拡充 ●学校卒業後の支援</li> </ul>	<b>1 生活支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の充実・強化</li> <li>障害福祉サービスなどの提供体制の確保</li> <li>介護保険サービスとの連携</li> </ul>
<b>2 差別の解消・権利擁護の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを理由とする差別の解消の推進</li> <li>障がい者の虐待防止体制の充実・強化</li> <li>成年後見制度などの利用促進</li> <li>日常生活における自立のための支援</li> <li>福祉オンブズマン制度の推進</li> </ul>	<b>2 雇用・就労の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業などに対する理解促進 ●福祉的就労の支援</li> <li>就労先の拡充と職場定着の促進</li> <li>市職員としての雇用の拡大 ●一般就労の促進</li> <li>訓練・就労体験の支援 ●資格取得費用の負担軽減</li> <li>障がい者施設からの物品の優先調達などの推進</li> <li>関係機関の連携とネットワークの充実・強化</li> </ul>	<b>2 保健・医療の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の充実</li> <li>肢体不自由児者の機能訓練の充実</li> <li>医療費の負担軽減 ●乳幼児健診の充実</li> <li>生活習慣病の予防・早期発見</li> </ul>
<b>3 情報コミュニケーション支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>意思疎通支援体制の充実</li> <li>障がい特性に配慮した情報提供の充実</li> <li>千歳市手話言語条例に基づく施策の推進</li> </ul>	<b>3 地域共生の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活への移行推進 ●相互交流の促進</li> <li>ボランティアの人材養成</li> <li>当事者団体への活動支援</li> <li>スポーツ・文化芸術活動の促進</li> </ul>	<b>3 生活環境の整備充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化の推進/住まい、公共施設など、 道路・公共交通機関、公園緑地</li> <li>外出や移動の支援 ●交通費の負担軽減</li> <li>免許取得費用などの負担軽減</li> </ul>
		<b>4 防災・防犯の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災・防犯体制の強化</li> <li>緊急時における連絡手段の確保 ●避難通路の確保</li> <li>1人ぐらし見守り活動の充実 ●消費者被害の防止</li> </ul>

**千歳市高齢者保健福祉計画**  
**第7期千歳市介護保険事業計画**

**【基本理念】**  
いくつになっても自分らしく、  
元気で住み慣れた地域で支え  
合い、安心して暮らし続ける  
ことができる地域社会の実現

**◎政策目標**  
① 生きがいを持って生活でき  
るまちづくり  
② いきいきと元気に生活でき  
るまちづくり  
③ 安心して暮らせるまちづくり

**◎計画の目的**  
計画では、高齢者の急速  
な増加が見込まれる中、高齢

者が可能な限り住み慣れた地  
域で自立した日常生活を営む  
ことができるよう、医療、介  
護、予防、住まい、生活支援  
サービスが一体的に提供され  
る「地域包括ケアシステム」  
の構築を目指しています。  
基本理念のもと、政策目標、  
各分野の計画目標に沿い、具  
体的施策を推進します(表2)。

【表3】65歳以上の方の介護保険料(平成30年度～32年度)

段階	区分	保険料※
1	生活保護を受給している方/世帯全員が非課税で老齢福祉年金を受給している方/世帯全員が非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	26,460円 (2,205円)
2	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入などが80万円を超え120万円以下の方	41,160円 (3,430円)
3	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	44,100円 (3,675円)
4	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金などの収入+合計所得金額が80万円以下の方	52,920円 (4,410円)
5	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金などの収入+合計所得金額が80万円を超える方	58,800円 (4,900円)
6	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方	70,560円 (5,880円)
7	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	76,440円 (6,370円)
8	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	88,200円 (7,350円)
9	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が300万円以上の方	99,960円 (8,330円)

※年額(かっこ内は月額)。

【表2】計画の体系(計画目標・施策項目・具体的施策)

① 地域支援体制の機能強化	④ 介護予防の推進
<b>1 地域包括支援センターの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談支援業務</li> <li>権利擁護業務</li> <li>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</li> <li>介護予防ケアマネジメント業務</li> </ul>	<b>1 介護予防・生活支援サービス事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービス・通所型サービスの実施</li> <li>そのほかの生活支援サービス</li> <li>介護予防ケアマネジメント</li> </ul>
<b>2 地域ケア会議の充実</b>	<b>2 一般介護予防事業・千歳市介護予防センター</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防普及啓発事業 ●地域介護予防活動支援事業</li> <li>地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul>
<b>3 相談・広報体制などの整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制 ●広報体制 ●千歳学出前講座</li> </ul>	<b>⑤ 認知症施策の推進</b>
<b>② 医療・介護体制の充実</b>	<b>1 正しい知識の普及・啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の正しい知識の普及・啓発</li> <li>認知症サポーター養成事業とその家族への支援</li> </ul>
<b>1 介護保険サービス(予防給付・介護給付)の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス</li> <li>地域密着型サービス</li> <li>施設サービス</li> <li>介護保険サービスの低所得者対策</li> <li>介護保険サービスの質的向上</li> </ul>	<b>2 早期発見・早期対応の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チーム</li> <li>認知症地域支援推進員</li> <li>若年性認知症施策の推進 ●認知症ケアパスの普及</li> </ul>
<b>2 在宅医療・介護連携の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療・介護の資源の把握</li> <li>在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</li> <li>切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</li> <li>医療・介護関係者の情報共有の支援</li> <li>在宅医療・介護連携に関する相談支援</li> <li>医療・介護関係者の研修</li> <li>地域住民への普及啓発</li> <li>在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</li> </ul>	<b>3 地域における見守りネットワークの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>SOSネットワーク/千歳地域、石狩南部</li> <li>民間企業との連携</li> </ul>
<b>③ 生活支援体制の充実</b>	<b>⑥ 高齢者の社会参加の促進</b>
<b>1 生活支援体制整備の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援コーディネーターの設置 ●協議体の設置</li> <li>地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上</li> </ul>	<b>1 人にやさしいまちづくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通ネットワークの充実</li> <li>バリアフリー化/公共施設、交通機関など</li> <li>道路環境整備 ●交通安全対策</li> <li>運転免許証の自主返納対策</li> </ul>
<b>2 生活支援体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅支援サービス ●高齢者福祉施設</li> </ul>	<b>2 生きがいづくりと社会参加の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉サービス利用券助成事業</li> <li>敬老会事業 ●敬老祝金贈呈事業 ●老人クラブ活動</li> <li>シルバー人材センター事業</li> </ul>
<b>3 住宅支援サービスの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者世帯向けの特定目的住宅</li> <li>シルバーハウジング</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅 ●有料老人ホーム</li> <li>低所得高齢者の住まい支援</li> <li>福祉用具・住宅改修支援</li> </ul>	<b>⑦ 権利擁護の推進</b>
	<b>1 高齢者の権利擁護の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業の推進</li> <li>市民後見人の育成 ●成年後見制度利用支援事業</li> <li>成年後見支援センターの設置</li> <li>高齢者をねらった犯罪の抑制</li> </ul>
	<b>2 高齢者虐待の防止</b>

**◎所得段階別介護保険料**  
第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、所得に応じて設定されています(表3)。  
国は、「介護保険法」により、9段階の所得段階別の負担設定を基本としていますが、市は、第1・第2段階において、さらに負担を軽減しています。

【障がい者計画について】  
障がい者支援課自立支援係  
☎(24)0327 ☎(22)8851

【高齢者保健福祉計画について】  
高齢者支援課高齢福祉係  
☎(24)0295 ☎(22)8851